

指定訪問介護事業
あずみ苑グランデ太田 運営規程

一、事業の目的及び運営の方針

第1条(事業の目的)

株式会社レオパレス21が開設する あずみ苑グランデ太田 (以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者、その他政令で定める者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護(以下「訪問介護」という。)を提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

- 1 訪問介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービス並びに居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

二、事業所の名称及び所在地

第3条(事業所の名称及び所在地)

事業を行う事業所の名称、所在地は次のとおりとする。

- * 名 称 : あずみ苑グランデ太田
- * 所在地 : 群馬県太田市内ヶ島町971番地1

三、職員の職種、員数及び職務内容

第4条(職員の職種、員数等)

本事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

下記の職員配置数は、訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業の両サービスを兼務するものとする。

職種	職員配置数	職務内容
管理者	1 名	本事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うものとし、従業者に運営基準を遵守させる為の必要な指揮命令を行う。
サービス提供責任者	1 名以上	利用申込に係る調整をし、利用しているお客様の状態変化やサービスの意向を定期的に把握する。 訪問介護計画を作成し、訪問介護員等に対して援助目標と援助内容を指示するとともに評価を行う。 訪問介護員等の研修、技術指導を行う。
訪問介護員	常勤換算2.5名以上	訪問介護計画に基づき、介護サービス等の提供を行う。

第5条(訪問介護計画の作成等)

- 1 お客様の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、居宅サービス計画に沿った援助の目標、機能訓練等の目標及び当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した訪問介護計画を作成するものとする。
- 2 訪問介護計画の作成にあたっては、その内容について、お客様又はそのご家族に説明し、お客様の同意を得るものとする。
- 3 訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画をお客様に交付するものとする。
- 4 お客様に対し、訪問介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

四、営業日及び営業時間

第6条(営業日)

本事業所の営業日は、 月曜日 から 金曜日 とする。
ただし、サービス提供日は、年中無休とする。

第7条(営業時間)

本事業所の営業時間は、 8:30 から 17:30 までとする。

五、事業の内容及び利用料その他の費用の額

第8条(訪問介護の内容)

本事業所が提供する訪問介護の内容は、以下に記す通りとする。

これらのサービスは、居宅サービス計画に沿って作成した訪問介護計画に基づき、お客様に提供するものとする。

サービス種別		サービス内容
事前確認		自宅を訪問し、お客様の顔色・発汗などを観察する。また、本日のサービス内容の確認を行う。
身体介護	排泄	お客様の心身状況に合わせた形態での排泄の介助を実施する。
	入浴	お客様の心身状況に合わせて入浴の介助を実施する。入浴困難な際は、清拭などを実施する。
	食事	お客様の心身状況に合わせて食事の介助を実施する。水分補給も併せて実施する。
	身体整容	お客様の心身状況に合わせて更衣の介助を含む、身体整容の援助を実施する。
	起床就寝	お客様の心身状況に合わせて起床又は就寝の援助を実施する。
	体位交換	お客様の心身状況に合わせて体位の交換を実施する。
	移乗・移動	お客様の心身状況に合わせて移動に伴う移乗の介助、移動の介助を実施する。
生活援助	服薬支援	配剤された薬の飲み忘れの確認、飲みこぼしの実施する(但し、配剤は行わない)。
	清掃	お客様の使用する居室等の掃除やゴミ出しを実施する。
	洗濯	お客様の衣類等の洗濯、乾燥及び収納を実施する。
	寝具手入れ	お客様の使用している布団のシーツ交換、ベッドメイキング、布団干し等を実施する。
	衣類整理	お客様の使用している衣類の整理等を実施する。
	調理	お客様の食事の準備、調理、配膳膳を実施する(但し、ご家族分の調理は行わない)。
事後確認	買物等	お客様の使用する日用品等の買物を実施する(但し、ご家族分の買物は行わない)。
		サービス実施記録に本日実施した内容を記入し、火元・電気・ガス・水道や戸締りを確認する。

※「生活援助」は、身体介護以外の掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助を指すが、次のような行為は「生活援助」に含まれない。

「本人の援助」に該当しないもの	ご家族等の為の洗濯・調理・買物・布団干し、主としてお客様が使用する居室以外の掃除、来客の応接(お茶の手配等)、自家用車の洗車等
「日常生活の援助」に該当しないもの	庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理等

第9条(利用料)

- 訪問介護を提供した場合にお客様から支払いを受ける利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額(介護報酬の告示上の額)によるものとする。尚、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合額とする。

- 前項の利用料のほか、次に掲げる項目について別に利用料を徴収するものとする。

運営基準(省令)で定められた「その他の費用」(全額自己負担)

区分	金額	内容の説明
交通費	1km 14 円	通常の事業の実施地域を越えた地点から左記料金に基づき算定

- お客様の希望により法定代理受領サービスに該当しない訪問介護のサービスを提供する際には、サービスに係る費用が全額お客様の負担になること等を十分に説明し実施する。
- 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめお客様又はそのご家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 本事業所はお客様の都合によりサービス利用が中止されたとき、以下のキャンセル料を徴収する場合がある。

時期	キャンセル料
サービス利用日の前日17:30までの連絡	無料
サービス利用日の前日17:30以降の連絡	1日の介護報酬に係る費用のうち自己負担分の100%

六、通常の事業の実施地域

第10条(通常の事業の実施地域)

本事業所が提供する訪問介護の通常の実施地域は、以下のとおりとする。

太田市

七、サービス利用にあたっての留意事項

第11条(訪問介護員等の交代)

- 1 サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員等が交代してサービスを提供するものとする。
- 2 選任された訪問介護員等の交代をお客様が希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、本事業所に対して訪問介護員等の交代を申し出ることが出来るものとする。但し、お客様から特定の訪問介護員等の指名は出来ないものとする。
- 3 訪問介護員等を交代する場合は、お客様及びそのご家族等に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとする。

第12条(サービス実施時の留意事項)

- 1 第8条(訪問介護の内容)に定められたサービス以外の業務を、本事業所に依頼することは出来ないものとする。
- 2 訪問介護員等に対する指示・命令は、すべて本事業所が行うものとする。
- 3 サービスの実施の為に必要な備品等及び水道・ガス・電気・電話等の費用は、お客様が負担するものとする。
- 4 生活援助として取り扱う少額の金銭の取扱い以外の取扱いは、しないものとする。

第13条(サービス内容の変更)

サービス利用当日にお客様の体調不良等の理由で、予定されていたサービスの実施が出来ない場合は、サービスの内容の変更を行うものとする。

第14条(訪問介護員等の禁止行為)

訪問介護員等は、お客様に対するサービス提供にあたって、次に該当する行為は行わない。

- (1) 医療行為(社会福祉士及び介護福祉士法に定義されている行為を除く)
- (2) お客様若しくはそのご家族等からの物品等の授受
- (3) お客様のご家族等に対するサービスの提供
- (4) 飲酒及び喫煙
- (5) お客様若しくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (6) その他、お客様若しくはそのご家族等に行う迷惑行為

第15条(虐待防止に関する事項)

本事業所は、虐待の発生を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 指針の策定及び掲示等

『利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為である』と認識し、関係法令に基づき虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、指針を策定し、施設内に掲示または備え付けの書面(紙ファイル等)、電子機器による電磁的記録の供覧等により公表するものとする。
- (2) 委員会の開催

虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置し、年4回委員会を開催し、次に掲げる事項について協議するものとする。

 - ① 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備及び職員への周知に関することとする。
 - ② 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関することとする。
 - ③ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関することとする。
 - ④ 虐待が発生した場合に、その対応に関することとする。
 - ⑤ 虐待の原因分析と再発防止策に関することとする。
- (3) 研修の実施

指針に基づき、虐待防止に関する研修を年2回の実施することとする。
- (4) 虐待防止に関する担当者は管理者とする。

第16条(身体的拘束の禁止)

- (1) 指針の策定
身体的拘束禁止のための指針を策定し、お客様又は他のお客様等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ないを除き、身体的拘束その他お客様の行動を制限する行為は行わないこととする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等には、事前にお客様又はそのご家族等に説明を行い、内容及び時間、その際のお客様の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (2) 委員会の開催
身体的拘束禁止に関して組織的対応を図ることを目的に「身体的拘束禁止委員会」を設置し、年4回委員会を開催し、次げる事項について協議するものとする。
 - ① 緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合に、その対応に関することとする。
 - ② 身体的拘束禁止対応策の担当者から、前回委員会の議事録及び身体的拘束の解除に向けての経過観察記録に関することとする。
 - ③ 身体的拘束の状況等を集計・分析し、身体的拘束の発生原因や結果等のとりまとめに関することとする。
 - ④ 緊急をやむを得ず身体的拘束等を行なっている場合については、解除に向けた対策に関することとする。
- (3) 研修の実施
指針に基づき、身体的拘束禁止に関する研修を年2回の実施するものとする。

八、緊急時に於ける対応方法

第17条(事故発生時及び緊急時の対応)

- サービス提供中に容態の急変等の緊急事態や事故が発生した場合は、下記の方法で対応することとする。
- (1) サービス提供中に事故が発生、又は容態の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせに沿って連絡をすることとする。(主治医・救急隊・緊急連絡先(ご家族等)・介護支援専門員・行政機関・その他)
 - (2) 急を要する場合は、事業所の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあり得る。
 - (3) 必要に応じて、警察、消防、市区町村、その他関連機関への連絡をするものとする。
 - (4) 事故再発防止策として、事故報告書に基づき調査・検討をし、防止策を講じるものとする。
 - (5) 施設内の会議に事故事例を提出し、再発の防止に努めるものとする。

九、その他運営に関する重要事項

第18条(職員の研修)

本事業所は、訪問介護員等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|------------|----------|
| ■ 新規採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| ■ 継続研修 | 年1回以上 |
| ■ 業務ミーティング | 月1回以上 |

第19条(内容、手続の説明及び同意)

本事業所は、訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はそのご家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得るものとする。

第20条(身分証の携行)

本事業所の訪問介護員等は、身分証を携行し、お客様及びそのご家族から求められた時は、これを提示するものとする。

第21条(保険給付の償還請求の為の証明書の交付)

本事業所は、訪問介護(法定代理受領サービスである場合を除く)に係る費用の支払いを受けた場合には、提供した訪問介護の内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供証明書をお客様に対して交付するものとする。

第22条(個人情報の保護及び秘密保持等)

- 1 本事業者は、お客様及びそのご家族の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業者が保有する個人情報に関して適正かつ適切な取扱いに努め、個人情報に関連する法令その他関連法令、厚生労働省のガイダンス及び当社プライバシーポリシーを遵守するものとする。
 - (1) 事業者及び事業所の従業員は、正当な理由無くその業務上知り得たお客様及びそのご家族の秘密を漏らさないこととする。
 - (2) 事業者及び事業所の従業員であった者は、退職後も正当な理由無くその業務上知り得たお客様及びそのご家族の秘密を漏らさないこととする。
 - (3) 本事業所ではお客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合、必要な範囲でお客様又はそのご家族の個人情報をを用いることとする。
- 2 事業者が医療・介護関係業者に委託をする場合、個人情報保護法及び厚生労働省ガイダンスの趣旨を理解し、それに則った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督を行うものとする。

第23条(記録の整備)

本事業所は、訪問介護員等、設備、備品、会計及び訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 用紙で保管する場合

- ・ 鍵のかかる場所にて保管し、外部に持ち出す場合は、持ち出し記録簿に記入し、管理するものとする。
- ・ 記録の閲覧及び写しの交付は、お客様及びそのご家族に限り可能とする。
- ・ 保管期間が終了した書類については、シュレッダーにかけた上で破棄するものとする。

(2) 電子媒体で保存する場合

- ・ お客様のデータを保存するパソコンは、ログイン時パスワードを求める等のセキュリティを設定し、お客様のデータに対してアクセス権限のない第三者が不正にパソコン操作を行えないようにすることとする。
- ・ データの閲覧、利用に関して、データアクセス時にパスワードを要求する等のセキュリティを設定し、許可された者のみがアクセスできるようにするものとする。
- ・ 外部へのデータの持ち出しは禁止し、保存期間が終了したデータはパソコンより消去するものとする。

第24条(苦情処理)

- 1 本事業所は、サービスの提供に対するお客様及びそのご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。また、その為の受付窓口を設置する。
- 2 本事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 本事業所は、自ら提供した訪問介護に関し、介護保険法の規定により市区町村が行う、文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及びお客様からの苦情に関して市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 本事業所は、市区町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市区町村に報告するものとする。
- 5 本事業所は、訪問介護に対するお客様からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法に規定されている調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 本事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

第25条(損害賠償)

サービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、お客様のご家族、居宅介護支援事業所等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をするものとする。

第26条(衛生管理及び訪問介護員等の健康管理)

- 1 本事業所は、訪問介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常時衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 本事業所は訪問介護員等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

第27条(業務継続計画)

(1) 非常災害対策

災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練の実施等をおこない、業務継続に向けた取組の強化を図るものとする。

- ① 災害対応 連絡網により可能な限り職員を招集するものとする。また、ご家族に速やかにご連絡するものとする。
- ② 防災設備 火災報知器、非常用放送設備などが備えることとする。また、施設内各所に消火器を備え付けることとする。
- ③ 消防計画、業務継続計画(BCP)に基づき、消火訓練、避難誘導訓練、地震訓練、風水害想定訓練などの防災訓練、感染者の発生を想定した机上訓練及び実地訓練および研修を実施するものとする。訓練日に当該施設を利用されてるお客様は訓練に参加していただく場合があるものとする。また、非常災害に関する訓練の実施については、地域住民参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(2) 感染症対策の取り組みについて

感染症が発生した場合であっても、研修の実施等をおこない、業務継続に向けた取組の強化を図るものとする。

① 指針の策定

当事業所の運営に関し、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理にかつ衛生上必要な措置を講ずるとともに、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図るものとする。

② 委員会の開催

感染対策委員会は、定例開催するほか、必要に応じて開催することとし、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関する内容について協議するものとする。

③ 研修の実施

指針に基づき感染症対策に関する研修を年2回実施するものとする。

運営規程等に定めのないその他の重要事項については、事業所を運営する株式会社レオパレス21代表取締役と事業所の管理者との協議で定め、利用者に通知するものとする。

(附則)

この規程は	2008	年	12	月	1	日	から施行する。
改訂	2009	年	4	月	1	日	
改訂	2009	年	7	月	1	日	
改訂	2009	年	9	月	1	日	
改訂	2010	年	9	月	1	日	
改訂	2011	年	2	月	1	日	
改訂	2011	年	6	月	1	日	
改訂	2011	年	9	月	1	日	
改訂	2011	年	12	月	1	日	
改訂	2012	年	4	月	1	日	
改訂	2013	年	6	月	1	日	
改訂	2013	年	12	月	10	日	
改訂	2014	年	4	月	1	日	
改訂	2014	年	5	月	19	日	
改訂	2014	年	12	月	1	日	
改訂	2015	年	4	月	1	日	
改訂	2015	年	8	月	1	日	
改訂	2016	年	1	月	1	日	
改訂	2016	年	8	月	1	日	
改訂	2017	年	4	月	1	日	
改訂	2018	年	5	月	1	日	
改訂	2019	年	10	月	1	日	
改訂	2021	年	10	月	1	日	
改訂	2024	年	4	月	1	日	